

奈良県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年七月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	塚本 義久	北葛城郡広陵町大字大塚六二一	
〃	岡本 成由	〃	四六二
〃	小原 安夫	〃	七三五
〃	後藤 幸宏	〃	七四〇
〃	西川 勝規	〃	六二五
〃	乾 敏之	〃	一六二三
〃	坂野 正	〃	四七九
〃	吉川 正則	〃	四六四
〃	松井 雅秀	〃	四六六
〃	植田 宗宏	香芝市高山台三丁目二三―四	
監事	塚本 吉則	北葛城郡広陵町大字大塚六九六	
〃	安川 泰武	〃	七一九
〃	雛谷 利彦	〃	九六三一
〃	細井 博文	〃	四七六
〃	中野 恵司	〃	七四二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	塚本 義久	北葛城郡広陵町大字大塚六二一	
〃	岡本 成由	〃	四六二
〃	後藤 幸宏	〃	七四〇
〃	西川 勝規	〃	六二五
〃	塚本 良輝	〃	七四四
〃	乾 敏之	〃	一六二三
〃	吉川 正則	〃	四六四

〃	〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃
中野 恵司	川端 善光	細井 博文	塚本 吉則	安川 泰武	植田 宗宏	乾 裕之	松井 雅秀
〃	〃	〃	〃	北葛城郡広陵町大字大塚七一九	香芝市高山台三丁目二三―四	〃	〃
七四二	四八八―二	四七六	六九六			四七三	四六六